

長崎労働局発表

平成31年4月9日(火)  
午後4:00解禁

長崎労働局職業安定部職業対策課

課長 濱村 和久

地方障害者雇用担当官 外輪 修三

電話095-801-0042(内線445)

## 「平成30年 障害者雇用状況」の集計結果

～県内の民間企業の実雇用率、障害者雇用数が過去最高～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

長崎労働局（局長 金成真一）においては、同法に基づき、雇用義務の対象となる県内の企業・公的機関から毎年6月1日現在の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用状況について報告を求めています。このたび、平成30年6月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%）。

【民間企業における雇用状況等】 〈法定雇用率 2.2%〉(対象企業 1,024 社)

- 1 長崎県内の民間企業の障害者実雇用率は2.37%で、前年に比べ0.11ポイント上昇し、集計開始（昭和52年）以来過去最高。全国の民間企業の障害者実雇用率は2.05%で、当県は全都道府県中10位（昨年9位）。〈P2〉
- 2 雇用義務がある県内企業で雇用されている障害者の数は3,205.0人で、前年より242.5人（8.2%）増加し、集計開始（昭和52年）以来過去最多。  
〈P3, 4〉
- 3 法定雇用率の達成企業割合は56.6%で、前年に比べ3.5ポイント低下。  
全国の法定雇用率の達成企業割合は45.9%で、当県は全都道府県中14位（昨年16位）。〈P2〉
- 4 しかしながら、雇用義務のある県内企業1,024社のうち444社で法定雇用率未達成。  
このため、長崎労働局及び各ハローワークは、企業への啓発・助言・指導を今後とも推進。

図1 民間企業における障害者雇用率

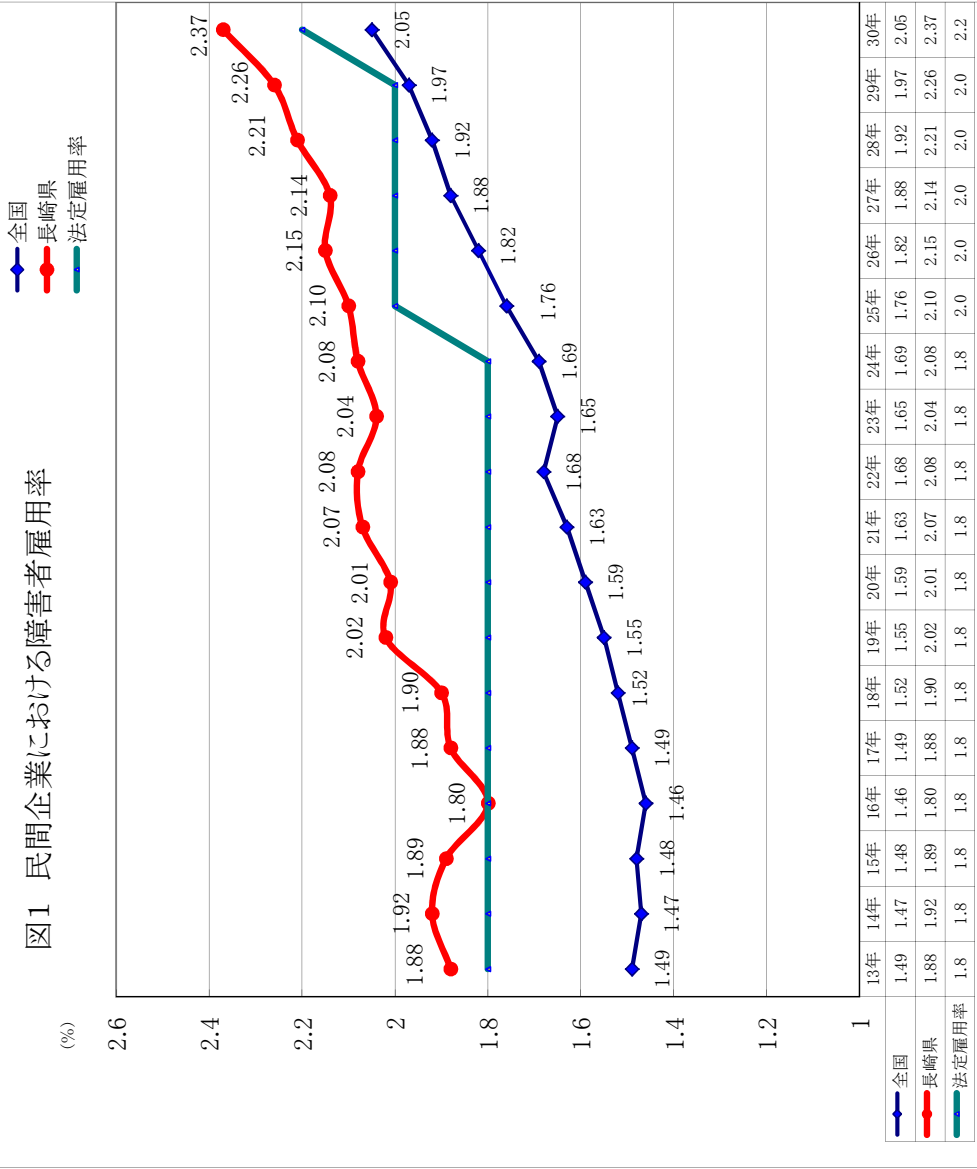
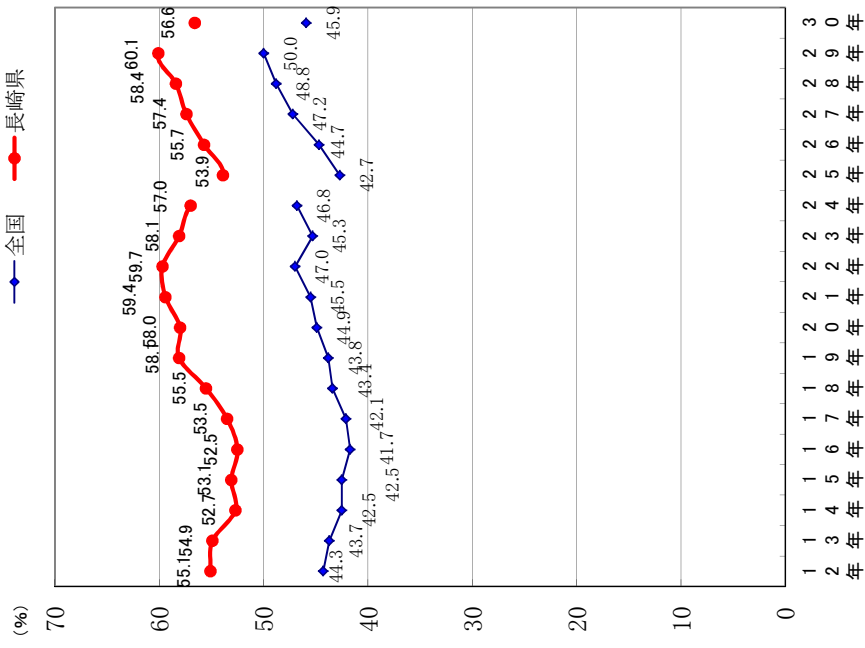


図2 民間企業の法定雇用率達成企業割合



## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は3,205.0人で、実雇用率は2.37%となった。

民間企業（45.5人以上規模の企業・法定雇用率2.2%）において雇用されている障害者の数は3,205.0人で、前年より8.2%（242.5人）増加した。

このうち身体障害者は1,990.0人（対前年比4.7%増）、知的障害者は959.0人（同9.0%増）、精神障害者は256.0人（同40.3%増）と精神障害者が昨年に続き大幅に増加した。

実雇用率は2.37%（前年は2.26%）、法定雇用率達成企業の割合は56.6%（前年は60.1%）であった。

なお、対象企業数は1,024社（前年は944社）で、前年より80社増加した。

企業規模別の実雇用率は、500～1,000人未満規模企業が最も高く、3.08%となった。

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった45.5～50人未満規模企業では62.0人、50～100人未満規模企業で718.0人、100～300人未満で1,280.5人、300～500人未満で397.5人、500～1,000人未満で496.5人、1,000人以上で250.5人と、300～500人未満企業を除き前年より増加した。

・実雇用率は、45.5～50未満で1.83%、50～100人未満で2.15%、100～300人未満で2.49%、300～500人未満で2.13%、500～1,000人未満で3.08%、1,000人以上で2.10%となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.37%と比較すると100～300人未満及び500～1,000人未満企業が上回った。

・法定雇用率達成企業の割合を前年度と比較すると、全規模企業において下回った。

産業別の実雇用率は、医療、福祉（2.77%）が最も高く、製造業（2.66%）、運輸業、郵便業（2.55%）、宿泊業、飲食サービス業（2.43%）、生活関連サービス業、娯楽業（2.40%）が民間企業全体の実雇用率（2.37%）を上回った。

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「情報通信業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「教育、学習支援業」「その他の産業」を除いて前年よりも増加となった。

・産業別の実雇用率では、医療，福祉（2.77%）が最も高く、製造業（2.66%）、運輸業，郵便業（2.55%）、宿泊業，飲食サービス業（2.43%）、生活関連サービス業，娯楽業（2.40%）が法定雇用率及び民間企業全体の実雇用率 2.37%を上回っている。

**未達成企業のうち、65.5%が障害者を一人も雇用していない。**

法定雇用率未達成企業（444社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業・347社）が法定雇用率未達成企業全体の78.2%となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業・291社）は、法定雇用率未達成企業全体の65.5%となっている。

# 総括表

## 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	135,037.0 人	3,205.0 人	2.37 %	580 / 1,024	56.6 %
		[ 2,774 人 ]			
	( 130,819.0 人 )	( 2,962.5 人 )	( 2.26 % )	( 567 / 944 )	( 60.1 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

### 2 地方公共団体における雇用状況

#### (1) 県等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	6,232.5 人	122.5 人	1.97 %	1 / 4	25.0 %
		[ 97 人 ]			
	( 6,220.0 人 )	( 120.0 人 )	( 1.93 % )	( 1 / 4 )	( 25.0 % )

※県等の機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

#### (2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	13,841.5 人	312.0 人	2.25 %	17 / 29	58.6 %
		[ 241 人 ]			
	( 13,866.0 人 )	( 302.0 人 )	( 2.18 % )	( 21 / 29 )	( 72.4 % )

#### (3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	9,778.0 人	148.0 人	1.51 %	1 / 2	50.0 %
		[ 109 人 ]			
	( 9,871.0 人 )	( 145.0 人 )	( 1.47 % )	( 1 / 2 )	( 50.0 % )

注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

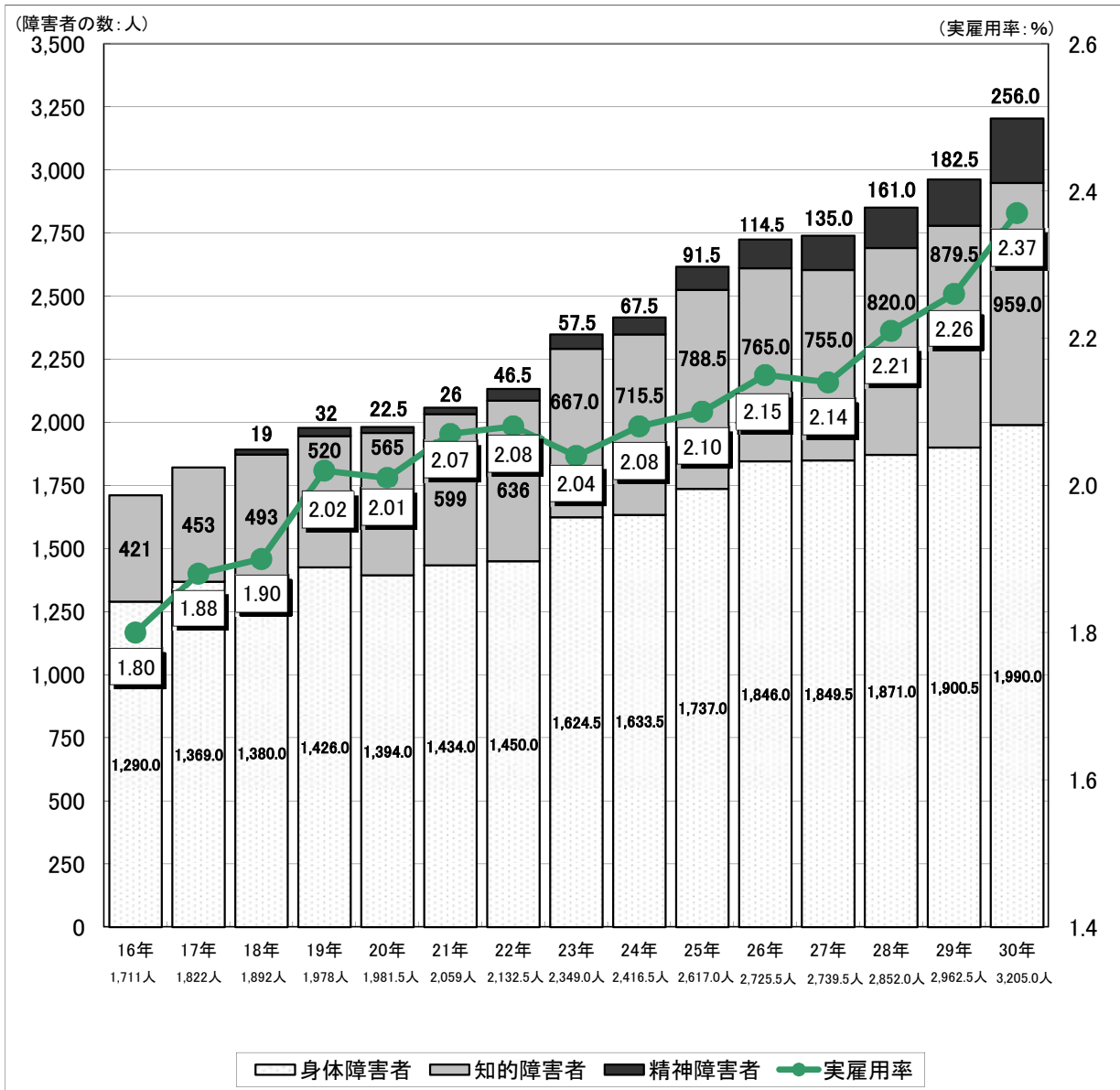
5 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

図3 民間企業における障害者の雇用状況

●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

(※精神は平成18年より)



注1：雇用義務のある企業（24年まで56人以上規模の企業、25年から平成29年までは50人以上の規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
身体障害者である短時間労働者  
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
知的障害者である短時間労働者  
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

#### 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）

(1) 概況	9
(2) 企業規模別の雇用状況	10
(3) 産業別の雇用状況	11・12
(4) 法定雇用率未達成企業における従業員規模別の 障害者不足数階級別割合	13



< 詳細表 >

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数			④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合				
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	E. 精神障害者				F. 精神障害者	H. 計 A×2+B+C+D×0.5 +E+(F-G)×0.5 +G		
一般の民間企業 (2.2%)	1,024 (944)	627 (605)	113 (90)	1,420 (1,342)	324 (276)	167 (134)	123 (97)	55 (-)	3,205.0 (2,962.5)	372.5 (343.5)	2.37 (2.26)	580 (567)	56.6 (60.1)

注1 ③G欄は短時間職員である精神障害者。(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。F欄「精神障害者である短時間労働者」のうちC欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 H欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ( )内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数										
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分					
一般の民間企業 (2.2%)	497 (476)	75 (58)	854 (831)	134 (119)	1,990.0 (1,900.5)	164.0 (200.0)	130 (129)	38 (32)	566 (511)	190 (157)	959.0 (879.5)	137.5 (98.0)	167 (134)	123 (97)	55 (-)	256.0 (182.5)	71.0 (45.5)

注1. ④g欄の短時間職員である精神障害者。(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)

2. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

3. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

④g欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。

②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

8. ( )内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $H \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 短時間労働者	E. 精神障害者数	F. 精神障害者である短時間労働者				G. うち注1該当者	H. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E + (F - G) \times 0.5 + G$
規模計	1,024 (944)	135,037.0 (130,819.0)	627 (605)	113 (90)	1,420 (1,342)	324 (270)	167 (134)	123 (97)	55 (-)	3,205.0 (2,962.5)	2.37 (2.26)	580 (567)	56.6 (60.1)
45.5～50人未満	71 (-)	3,381.5 (-)	13 (-)	5 (-)	25 (-)	5 (-)	1 (-)	4 (-)	1 (-)	62.0 (-)	1.83 (-)	27 (-)	38.0 (-)
50～100人未満	497 (493)	33,394.0 (33,469.0)	141 (145)	43 (24)	278 (277)	107 (73)	31 (28)	38 (22)	23 (-)	718.0 (666.5)	2.15 (1.99)	263 (266)	52.9 (54.0)
100～300人未満	363 (357)	51,515.5 (50,713.0)	230 (222)	36 (33)	613 (568)	133 (117)	75 (59)	41 (36)	19 (-)	1,280.5 (1,180.5)	2.49 (2.33)	242 (239)	66.7 (66.9)
300～500人未満	58 (59)	18,678.5 (18,765.0)	81 (80)	6 (10)	185 (192)	29 (30)	23 (20)	10 (10)	4 (-)	397.5 (402.0)	2.13 (2.14)	32 (38)	55.2 (64.4)
500～1,000人未満	26 (27)	16,125.0 (16,319.5)	113 (108)	15 (18)	200 (188)	33 (39)	25 (20)	24 (23)	4 (-)	496.5 (473.0)	3.08 (2.90)	12 (17)	46.2 (63.0)
1,000人以上	9 (8)	11,942.5 (11,552.5)	49 (50)	8 (5)	119 (117)	17 (17)	12 (7)	6 (6)	4 (-)	250.5 (240.5)	2.10 (2.08)	4 (7)	44.4 (87.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分		
規模計	3,205.0 (2,962.5)	497 (476)	75 (58)	854 (831)	134 (119)	1,990.0 (1,900.5)	164.0 (200.0)	130 (129)	38 (32)	566 (511)	190 (157)	959.0 (879.5)	137.5 (98.0)	167 (134)	123 (97)	55 (-)	256.0 (182.5)	71.0 (45.5)
45.5～50人未満	62.0 (-)	7 (-)	1 (-)	18 (-)	5 (-)	35.5 (-)	2.0 (-)	6 (-)	4 (-)	7 (-)	0 (-)	23.0 (-)	3.0 (-)	1 (-)	4 (-)	1 (-)	3.5 (-)	0.0 (-)
50～100人未満	718.0 (666.5)	117 (115)	24 (11)	168 (173)	41 (27)	446.5 (427.5)	33.0 (41.5)	24 (30)	19 (13)	110 (104)	66 (46)	210.0 (200.0)	37.5 (27.0)	31 (28)	38 (22)	23 (-)	61.5 (39.0)	21.0 (7.0)
100～300人未満	1,280.5 (1,180.5)	190 (182)	30 (24)	389 (374)	48 (46)	823.0 (785.0)	69.5 (79.5)	40 (40)	6 (9)	224 (194)	85 (71)	352.5 (318.5)	50.5 (33.5)	75 (59)	41 (36)	19 (-)	105.0 (77.0)	36.5 (22.0)
300～500人未満	397.5 (402.0)	70 (72)	4 (6)	122 (131)	17 (18)	274.5 (290.0)	16.5 (28.5)	11 (8)	2 (4)	63 (61)	12 (12)	93.0 (87.0)	19.0 (12.0)	23 (20)	10 (10)	4 (-)	30.0 (25.0)	5.0 (5.5)
500～1,000人未満	496.5 (473.0)	67 (58)	9 (12)	90 (91)	12 (17)	239.0 (227.5)	29.0 (28.5)	46 (50)	6 (6)	110 (97)	21 (22)	218.5 (214.0)	18.5 (17.5)	25 (20)	24 (23)	4 (-)	39.0 (31.5)	6.5 (7.5)
1,000人以上	250.5 (240.5)	46 (49)	7 (5)	67 (62)	11 (11)	171.5 (170.5)	14.0 (22.0)	3 (1)	1 (0)	52 (55)	6 (6)	62.0 (60.0)	9.0 (8.0)	12 (7)	6 (6)	4 (-)	17.0 (10.0)	2.0 (3.5)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					H. 計 A×2+B+C+D×0.5+E+(F-G)×0.5+G	④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合			
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である労働者	D. 重度以上の身体障害者である労働者	E. 精神障害者数					F. 精神障害者である労働者	G. うち注1に該当する労働者	
産業計	1,024 (944)	135,037.0 (130,819.0)	627 (605)	113 (90)	1,420 (1,342)	324 (276)	167 (134)	123 (97)	55 (-)	3,205.0 (2,962.5)	372.5 (343.5)	2.37 (2.26)	580 (567)	56.6 (60.1)
建設業	41 (34)	3,703.5 (3,365.0)	18 (15)	1 (1)	28 (26)	3 (3)	3 (3)	1 (0)	1 (-)	70.5 (61.5)	6.0 (3.5)	1.90 (1.83)	22 (19)	53.7 (55.9)
製造業	184 (173)	24,469.5 (24,909.5)	152 (144)	12 (11)	295 (294)	24 (26)	27 (20)	0 (1)	0 (-)	650.0 (626.5)	66.0 (55.0)	2.66 (2.52)	117 (115)	63.6 (66.5)
情報通信業	20 (17)	1,995.0 (2,038.5)	8 (10)	1 (0)	9 (11)	2 (1)	2 (4)	1 (1)	1 (-)	30.0 (36.0)	4.0 (6.0)	1.50 (1.77)	9 (9)	45.0 (52.9)
運輸業、郵便業	59 (53)	6,622.0 (6,133.0)	37 (36)	2 (0)	84 (77)	6 (4)	5 (1)	1 (1)	1 (-)	169.0 (152.5)	19.0 (23.0)	2.55 (2.49)	36 (33)	61.0 (62.3)
卸売業、小売業	148 (138)	19,826.5 (19,335.0)	66 (59)	13 (16)	156 (149)	59 (54)	25 (18)	21 (21)	11 (-)	371.5 (338.5)	30.5 (43.5)	1.87 (1.75)	73 (71)	49.3 (51.4)
金融業、保険業	9 (9)	2,749.5 (3,030.0)	12 (17)	0 (0)	19 (20)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (-)	44.0 (55.5)	0.0 (0.0)	1.60 (1.83)	2 (5)	22.2 (55.6)
不動産業、物品賃貸業	4 (5)	366.0 (420.0)	0 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (-)	4.5 (5.0)	3.5 (1.0)	1.23 (1.19)	2 (1)	50.0 (20.0)
学術研究、専門・技術サービス業	28 (25)	2,796.0 (2,398.0)	10 (11)	0 (0)	17 (11)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	39.0 (34.0)	3.0 (0.0)	1.39 (1.42)	9 (8)	32.1 (32.0)
宿泊業、飲食サービス業	41 (45)	5,023.5 (5,167.0)	15 (10)	9 (9)	48 (48)	28 (26)	8 (9)	21 (18)	5 (-)	122.0 (108.0)	26.5 (14.0)	2.43 (2.09)	25 (23)	61.0 (51.1)
生活関連サービス業、娯楽業	32 (31)	5,497.0 (5,415.0)	20 (20)	3 (2)	76 (68)	7 (3)	8 (7)	2 (4)	1 (-)	132.0 (120.5)	24.5 (19.0)	2.40 (2.23)	14 (14)	43.8 (45.2)
教育、学習支援業	24 (25)	2,511.5 (2,789.5)	12 (16)	0 (1)	14 (12)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	39.0 (46.0)	2.0 (1.0)	1.55 (1.65)	10 (13)	41.7 (52.0)
医療、福祉	320 (292)	43,049.5 (40,894.5)	209 (204)	65 (43)	513 (470)	159 (128)	67 (52)	65 (42)	32 (-)	1,191.0 (1,058.0)	146.5 (123.0)	2.77 (2.59)	198 (193)	61.9 (66.1)
複合サービス事業	17 (16)	5,434.0 (5,455.5)	21 (19)	2 (1)	55 (57)	9 (8)	2 (3)	7 (6)	2 (-)	110.0 (106.0)	8.5 (21.5)	2.02 (1.94)	9 (10)	52.9 (62.5)
サービス業	82 (67)	9,431.5 (7,961.0)	44 (37)	4 (5)	86 (82)	24 (22)	13 (13)	3 (2)	0 (-)	204.5 (186.0)	27.5 (30.0)	2.17 (2.34)	46 (45)	56.1 (67.2)
その他の産業	15 (14)	1,562.0 (1,507.5)	3 (5)	1 (1)	18 (16)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (-)	28.0 (28.5)	5.0 (3.0)	1.79 (1.89)	8 (8)	53.3 (57.1)

注 1(1)①の表と同様

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気、ガス、熱供給、水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	a. 重度障害者 497 (476)	b. 重度身体障害者 75 (58)	c. 重度以外 854 (831)	a. 重度知的障害者 130 (129)	b. 重度知的障害者 38 (32)	c. 重度以外 566 (511)	a. 重度身体障害者 17 (14)	b. 重度身体障害者 1 (1)	c. 重度以外 25 (23)	a. 重度知的障害者 130 (129)	b. 重度知的障害者 38 (32)	c. 重度以外 566 (511)	a. 重度精神障害者 167 (134)	b. 重度精神障害者 123 (97)	c. 重度以外 167 (134)
	e. 計 3,205.0 (2,982.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 1,990.0 (1,900.5)	e. 計 256.0 (182.5)	e. 計 256.0 (182.5)	e. 計 256.0 (182.5)	
産業計	70.5 (61.5)	75 (58)	854 (831)	130 (129)	38 (32)	566 (511)	130 (129)	38 (32)	566 (511)	130 (129)	38 (32)	566 (511)	167 (134)	123 (97)	167 (134)
建設業	17 (14)	1 (1)	25 (23)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	3 (3)
製造業	650.0 (626.5)	6 (6)	165 (168)	39 (34)	6 (5)	130 (126)	39 (34)	6 (5)	130 (126)	39 (34)	6 (5)	130 (126)	27 (20)	0 (1)	27 (20)
情報通信業	30.0 (36.0)	1 (0)	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	1 (1)	2 (4)
運輸業、郵便業	169.0 (152.5)	2 (0)	75 (71)	1 (1)	0 (0)	9 (6)	1 (1)	0 (0)	9 (6)	1 (1)	0 (0)	5 (1)	5 (1)	1 (1)	5 (1)
卸売業、小売業	371.5 (338.5)	3 (5)	94 (87)	12 (9)	10 (11)	62 (62)	12 (9)	10 (11)	62 (62)	12 (9)	10 (11)	62 (62)	25 (18)	21 (21)	25 (18)
金融業、保険業	44.0 (55.5)	0 (0)	19 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (1)
不動産業、物品賃貸業	4.5 (5.0)	0 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	39.0 (34.0)	0 (0)	14 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)
宿泊業、飲食サービス業	122.0 (108.0)	6 (3)	20 (23)	3 (2)	3 (6)	28 (25)	3 (2)	3 (6)	28 (25)	3 (6)	3 (6)	28 (25)	8 (9)	21 (18)	8 (9)
生活関連サービス業、娯楽業	132.0 (120.5)	2 (1)	26 (29)	2 (3)	1 (1)	50 (39)	2 (3)	1 (1)	50 (39)	2 (3)	1 (1)	50 (39)	8 (7)	2 (4)	8 (7)
教育、学習支援業	39.0 (46.0)	0 (16)	14 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
医療、福祉	1,191.0 (1,058.0)	48 (34)	283 (266)	65 (69)	17 (9)	230 (204)	65 (69)	17 (9)	230 (204)	65 (69)	17 (9)	230 (204)	67 (52)	65 (42)	67 (52)
複合サービス事業	110.0 (106.0)	2 (1)	32 (33)	2 (2)	0 (0)	3 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (1)	2 (2)	0 (0)	3 (1)	2 (3)	7 (6)	2 (3)
サービス業	204.5 (186.0)	3 (5)	62 (61)	4 (4)	1 (0)	24 (21)	4 (4)	1 (0)	24 (21)	4 (4)	1 (0)	24 (21)	13 (13)	3 (2)	13 (13)
その他の産業	28.0 (28.5)	1 (4)	14 (16)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (1)

注 1(1)②の表と同じ  
その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

(4) 法定雇用率未達成企業における従業員規模別の障害者不足数階級別割合

区分	①法定雇用率未達成企業数	② 不足数						③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上10人以下	10.5人以上	
規模計	444 (100.0%)	347 (78.2%)	58 (13.1%)	22 (5.0%)	10 (2.3%)	6 (1.4%)	1 (0.2%)	291 (65.5%)
45.5～50人未満	44 (100.0%)	44 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (97.7%)
50～100人未満	234 (100.0%)	228 (97.4%)	6 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	208 (88.9%)
100～300人未満	121 (100.0%)	58 (47.9%)	45 (37.2%)	15 (12.4%)	1 (0.8%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)	40 (33.1%)
300～500人未満	26 (100.0%)	10 (38.5%)	5 (19.2%)	4 (15.4%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	14 (100.0%)	6 (42.9%)	1 (7.1%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	2 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	5 (100.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)

(注) 1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。